

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72条)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって副園長等に代えることができることとします。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって直接従事職員による支援を受けられる体制を確保しなければならないこととします。(付則関係)
- (2) 幼保連携型認定こども園に他の社会福祉施設を併設するときの設備および職員の専従に係る基準を緩和することとします。(別表関係)
- (3) 園長による懲戒に係る規定を削除することとします。(別表関係)
- (4) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、園児の教育および保育の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めることとします。(別表関係)
- (5) その他
  - ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。ただし、(3)は公布の日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭として従事している者を除く。以下この項および付則第8項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師に代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程（付則第7項において「教育課程」という。）に基づく教育に従事させる場合には、同号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。</p> <p>6・7省略 (新設)</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者（現に当該幼保連携型認定こども園において主幹養護教諭または養護教諭として従事している者を除く。以下この項および付則第10項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師に代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者を法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程（付則第7項および第9項において「教育課程」という。）に基づく教育に従事させる場合には、同号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。</p> <p>6・7省略</p> <p>8 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師</p>

(新設)

8 付則第5項および前項の規定を適用する場合における小学校教諭等免許状所持者ならびに保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者の総数は、別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

9 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。付則第12項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。

10～13 省略

別表（第6条関係）

1 設備

等」という。)をもって別表第2項第3号に規定する副園長、教頭、保育教諭等、助保育教諭または講師に代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する直接従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

9 前項の場合において、当該看護師等を教育課程に基づく教育に従事させる場合には、別表第2項第3号に規定する直接従事職員の補助者としなければならない。

10 付則第5項および付則第7項から前項までの規定を適用する場合における小学校教諭等免許状所持者、保育教諭と同等の知識および経験を有すると知事が認める者ならびに看護師等の総数は、別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数の3分の1以下の数としなければならない。

11 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。付則第14項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。

12～15 省略

別表（第6条関係）

1 設備

(1)～(9) 省略

(10) 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室および便所（第14号および第15号において「乳児室等」という。）については、この限りでない。

(新設)

(11)～(15) 省略

## 2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校または社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(新設)

(8)・(9) 省略

3～6 省略

(1)～(9) 省略

(10) 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。

(10)の2 前号の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室および便所（第14号および第15号において「乳児室等」という。）については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(11)～(15) 省略

## 2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校または社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。

(8) 前号の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(9)・(10) 省略

3～6 省略

7 人権への配慮等

(1)～(3) 省略

(4) 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

(5) 省略

8 省略

(新設)

9～13 省略

7 人権への配慮等

(1)～(3) 省略

(削除)

(4) 省略

8 省略

9 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、園児の教育および保育を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号、次号および第4号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 園長は、業務継続計画を職員に周知するよう努めること。

(3) 園長は、定期的に研修および訓練を行うよう努めること。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。

10～14 省略